

特別保育事業の実施について

平成7年4月25日
児発第445号
厚生省児童家庭局長

保育行政の推進については、かねてから特段のご協力をお願いしているところであるが、今般、国において策定した「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）（平成6年12月16日厚生・文部・労働・建設4大臣合意）」及び「緊急保育対策等5か年事業（平成6年12月18日厚生・大蔵・自治3大臣合意）」を踏まえて、地域のニーズに即した形で特別保育の総合的な展開を図る観点から、別紙のとおり「特別保育事業実施要綱」を定め、平成7年4月1日から（低年齢児保育促進事業及び開所時間延長促進事業については10月1日から）実施することとした。

また、これに伴い、平成6年8月31日児発第820号本職通知「時間延長型保育サービス事業の実施につ

いて」、平成元年5月29日児発第393号「乳児保育の実施について」、平成2年6月15日児発第508号「一時的保育事業の実施について」、平成5年4月1日児発第307号「保育所地域子育てモデル事業の実施について」及び平成元年5月29日児発第396号「保育所地域活動事業の実施について」は平成6年度限りをもって廃止することとした。

なお、各事業ごとの実施要綱を一本に統合した趣旨は、多様な保育ニーズを一覧的に把握し、総合的な施策展開を図るために積極的取組を促す観点を重視したものであるため、これを踏まえ、各地方公共団体において事業の総合的・計画的な実施につき特段の御配慮を願いたい。

別紙1

特別保育事業実施要綱

1. 趣旨

女性の社会進出の増加、核家族化の進行等に対応し、就労と育児の両立支援を総合的に推進するために、地域のニーズを踏まえて、保育時間の延長、乳児保育、地域の子育て支援等を実施することにより、保育に欠ける乳児等の福祉の向上を図ることを目的とする。

2. 特別保育事業の定義及び内容

この要綱において、次の事業を特別保育事業とする。（以下「特別保育事業」という。）

- (1) 時間延長型保育サービス事業（内容については、別紙2のとおり）
- (2) 乳児保育事業（内容については、別紙3のとおり）
- (3) 低年齢児保育促進事業及び開所時間延長促進事業（内容については、別紙4のとおり）
- (4) 一時的保育事業（内容については、別紙5のとおり）
- (5) 地域子育て支援センター事業（内容については、別紙6のとおり）
- (6) 保育所地域活動事業（内容については、別紙7のとおり）
- (7) 障害児保育事業（内容については、昭和55年2月22日児発第92号厚生省児童家庭局長通知「保育所における障害児の受入れについて」のとおり）

ころによるものとする。

3. 事業を実施する手続き

各事業の実施については、別紙2 - 7に定めると

別紙2

時間延長型保育サービス事業実施要綱

1. 趣旨

保護者の就労形態の多様化，通勤時間の増加等に伴う，保育時間の延長に対する需要に対応するため，保育時間の延長を行う事業に対し，補助を行うことにより乳幼児の福祉の増進を図ることを目的とする。

2. 実施主体

事業の実施主体は，市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3. 実施保育所

本事業を実施する保育所は，次の(1)いずれかの要件に該当するものであり，かつ(2)及び(3)の要件に該当するものであること。

(1) 延長時間

ア 一般保育所における延長時間は，原則として，通常の開設時間（概ね午前7時頃から午後6時頃まで）を超えて午後6時から，概ね2時間（以下「A型」という。）, 4時間（以下「B型」という。）または6時間（以下「C型」という。）の保育時間の延長を行うものであること。

イ 夜間保育所（昭和56年7月27日児発第635号本職通知「夜間保育の実施について」により夜間保育を行う保育所をいう。）においては，午前7時頃から午前0時頃までの範囲内で，通常の開設時間（概ね午後1時頃から午後10時頃まで）の前後に，概ね2時間，4時間または6時間の保育時間の延長を行うものであること。

なお，午後1時頃から遡って2時間の延長を行う場合については昼A型，午後10時から2時間の延長を行う場合については夜A型と各々区別することとする。

ウ 午後7時を超える保育時間の延長を必要・としない地域の保育所が概ね午後7時頃まで（1時間延長）保育時間の延長を行う場合には，A型の特例として本事業の実施保育所として認めることとする。（以下「A型特例」という。）

(2) 対象児童等

ア 対象児童は，市町村の長及び特別区の長が保護者の就労形態，残業等やむを得ない事情のため保育時間の延長が必要であると認める児童であること。

イ 各類型とも対象児童数が概ね6人以上であること。

(3) 事業の実施

本事業を担当する職員として保母2名以上等，事業を実施するために必要な職員を配置すること。

また，対象児童に対し，適宜，間食又は給食等を給与できるようにすること。

4. 事業を実施する手続き

(1) 市町村の長（指定都市の市長を除く。）及び特別区の長は，毎年度，実施保育所について都道府県知事に協議の上承認を得ることとし，都道府県知事が承認する場合は，市町村の事業計画等について必要な審査を行い，適当と認められた場合に限り承認すること。

(2) 都道府県知事が前記の承認をする場合及び指定都市の市長が本事業を実施する場合には，当分の間，別紙様式によりあらかじめ当省に協議し，その承認を得ること。

5. 費用

(1) 市町村は，本事業を実施するために必要な経費を実施保育所に支弁すること。

(2) 本事業を実施するために必要な経費の一部を保

- 護者負担とすることができるものとする。
 (3) 市町村が実施する事業に対して国は別に定めるところにより補助するものとする。

6. その他

乳児院，養護施設及び母子寮等が，併設している

別紙3

乳児保育事業実施要綱

1. 趣旨

保育所における乳児保育については，乳児の生命の安全の保持及びその心身の順調な発達が保障されるよう実施することが基本であることに鑑み，設備及び職員配置等適切な保育条件のもとで乳児保育を行うとともに，モデル的に産後休暇明けや育児休業明け等に伴う年度途中における乳児保育の需要に対応できる条件整備を図り，もって保育に欠ける乳児の福祉の向上を図ることを目的とする。

2. 実施主体

事業の実施主体は，市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3. 乳児保育事業の実施保育所

(1) 乳児保育指定保育所

乳児保育指定保育所の要件は，次のいずれにも該当するものであること。

入所乳児数

保育を要する乳児の多い地域にある保育所であって，原則として乳児（入所措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童であって，その児童が当該年度の途中で1歳に達した場合においてもその年度中に限り乳児とみなすものとする。以下同じ。）が3人以上入所していること。

設備

児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。)第32条に定めるもののほか，次の設備を有しているものであること。

保育所において午後6時頃まで保育を行っていた児童に対し本実施要綱に基づく時間延長型保育サービス事業を実施する場合は，本事業の実施施設として承認することとする。

- ア 乳児室及びほふく室の面積は，合わせて乳児1人につき5平方メートル以上であること。
 - イ 保健室（最低基準に定める医務室のほか，乳児の静養又は隔離の機能をもつものであること。）調乳室及び沐浴室（又は沐浴設備）を設けること。
- ただし，保健室は，最低基準に定める医務室が静養室の機能も有する場合においては，別個に設ける必要がないこと。

また，専用の調乳室が設けられない場合においては，調理室の一部を調乳部所として区画すること。

職員

- ア 保母の数は，最低基準第33条第2項に定める配置基準によるもののほか，乳児保育に経験を有する保母1人を配置していること。
- イ 乳児が6人を超えて入所する保育所においては，乳児保育事業の実施のために必要な職員を前記アに定める保母を含め，概ね乳児3人につき1人を配置していること。

- (2) 産休・育休明け入所予約モデル事業実施保育所
 本事業を実施する保育所及び当該保育所に乳児を入所措置する市町村は，3の(1)の要件に加え，以下の要件に該当すること。

なお，これらの要件に該当するもののうち，次に掲げる事項に多数該当する保育所を優先的に補助採択する。

産休・育休明け等に伴う年度途中入所ニーズへの対応

ア 実施保育所

(ア) 10月1日以降に乳児3人が新たに入所できる体制にあること。

(イ) 4月から9月までの間においても，乳児の途中入所が行われていること。

イ 当該保育所に入所措置する市町村
入所申請を出生前から受け付けること等の方法により、当該年度の乳児の途中入所希望数について把握し、本事業を実施する保育所との調整等を行い、乳児の年度途中入所に対してあらかじめ計画的に入所枠を用意していること。
補助の優先的採択要件

ア 乳児の入所待機者の多い市町村に所在する保育所

イ 産後休暇明け等月齢の小さい時期からの受入れを行っている保育所

ウ 月途中の入所を行っている保育所

エ 乳児の受入れの多い保育所

オ 年度内の乳児入所数の増加割合の高い保育所

カ 乳児について延長保育を実施している保育所

(3) 乳児保育指定外特例保育所

乳児保育指定外特例保育所は、乳児保育指定保育所及び産休・育休明け入所予約モデル事業実施保育所の承認を受けていない保育所であって、次のいずれにも該当するものであること。

入所乳児数

継続して少人数の乳児が入所していること。

設備

3の(1)の(アを除く。)と同じ。

職員

保育母の数は、最低基準第33条第2項に定める配置基準によるものとし、うち1人は乳児保育の経験を有する者とする。

4. 乳児保育事業を実施する手続き

(1) 市町村の長(指定都市の市長を除く。)及び特別区の長は、毎年度、実施保育所について都道府県

知事に協議の上、承認を得ることとし、都道府県知事が承認する場合には、3の(1)から(3)に定める要件等について必要な審査を行い、適当と認められた場合に限り承認するものであること。

なお、都道府県知事及び指定都市は、3の(1)から(3)の要件に適合する保育所である旨に必要な書類を整備しておくものとする。

(2) 都道府県知事が前記の承認をする場合及び指定都市の市長が乳児保育事業を実施する場合には、当分の間、別紙様式によりあらかじめ当省に協議し、その承認を得るものとする。

5. 費用

(1) 3の(1)の要件に適合することにより、4の(1)の承認を受けた保育所及び指定都市が実施する保育所に対しては、別に定めるところにより3の(1)のオに定める保育母1人に係る費用を支弁するものであること。

(2) 3の(2)の要件に適合することにより、4の(1)の承認を受けた保育所で実施する産休・育休明け入所予約モデル事業に対して都道府県が補助する事業(指定都市にあつては、3の(2)の要件に適合することにより、実施する場合)については国は、別に定めるところにより補助するものとする。

(3) 4の(1)により承認を受けた乳児保育指定保育所及び産休・育休明け入所予約モデル事業実施保育所が乳児7人以上を入所させる場合の6人を超える乳児に係る乳児保育事業及び乳児保育指定外特例保育所に係る乳児保育事業に対して、都道府県が補助する事業(指定都市にあつては、乳児保育事業を実施する場合)について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別紙4 低年齢児保育促進事業及び開所時間延長促進事業実施要綱

1. 趣旨

低年齢児の受入れ及び長時間の開所に積極的に取り組む保育所の保育母配置の充実を図り、もって低年齢児の保育所入所待機の解消及び早朝、夕刻の保育ニーズへの対応を推進することを目的とする。

2. 実施主体

事業の実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

3. 低年齢児保育促進事業及び開所時間延長促進事業の実施保育所

(1) 低年齢児保育促進事業

本事業を実施する保育所は、別紙3「乳児保育事業実施要綱」に規定する乳児保育指定保育所及び産休・育休明け入所予約モデル事業実施保育所の承認を受けたものであって、かつ、アに掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 対象保育所

(ア) 乳児を多く受け入れている保育所。

(イ) 乳児の入所待機がある市町村に所在する保育所であって、当該保育所の乳児の入所数が前年度に比べ増加していること。

イ アの(イ)の場合の補助の優先的採択要件

アの(イ)に該当する保育所にあつては、所在する市町村の入所待機率の高いものであって、かつ、次に掲げる事項に多数該当する保育所を優先的に補助採択する。

(ア) 所在する市町村が入所待機を解消するため、入所枠拡大の計画を策定していること。

(イ) 産後休暇明け等、月齢の小さい時期からの受け入れを行っていること。

(ウ) 乳児について延長保育を行っていること。

(2) 開所時間延長促進事業

本事業を実施する保育所は、アに掲げる要件に該当していること。

ア 対象保育所

概ね11時間以上開所している保育所及び補助年度中に概ね11時間以上開所する計画を有している保育所。

イ 補助の優先的採択要件

(ア) 開所してから午後6時までの間に11時間以上開所している保育所を最優先する。

(イ) 開所してから午後6時までの開所時間が11時間に満たない場合は、午後6時以前に開所している時間が長いもので、かつ、午後6時以降開所している時間が長いものから優先する。

(ウ) (ア)及び(イ)において同順位にあるものについては、次に掲げる事項に多数該当する保育所を優先する。

保護者の勤務の都合等により、ある日に通常の

閉所時間を超えて保育してほしい旨の申し出がある場合に、これに柔軟に応じていること。〔平成7年3月15日児福第6号厚生省児童家庭局保育課長通知参照〕

日曜日、祝日の保育を実施していること。

他の特別保育事業を実施していること。

4. 事業を実施する手続き

(1) 市町村の長(指定都市の市長を除く。)及び特別区の長は、毎年度、実施保育所について都道府県知事に協議の上承認を得ることとし、都道府県知事が承認する場合には、3の(1)及び(2)に定める要件について必要な審査を行い、適当と認められた場合に限り承認すること。

なお、都道府県及び指定都市は、3の(1)及び(2)の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくものとする。

(2) 都道府県知事が上記の承認をする場合及び指定都市の市長が本事業を実施する場合には、当分の間、別紙様式によりあらかじめ当省に協議しその承認を得ること。

5. 費用

(1) 市町村は、本事業を実施するために必要な経費を実施保育所に支弁するものであること。

(2) 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業及び指定都市が実施する事業については、国は別に定めるところにより補助するものとする。

1. 趣旨

近年、パートタイム就労等女性の就労形態を多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育に対する需要が高まっていることに鑑み、これらの保育需要に対応するため、新たに一時的保育事業を実施し、保育所が地域における保育センター的な役割を担うよう、その活動を充実・強化し、もって乳幼児の福祉の増進を図ることを目的とする。

2. 実施主体

事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3. 事業内容

事業の内容は次のとおりとし、(1)及び(2)の事業を併せて実施するものとする。

(1) 非定型的保育サービス事業

保護者の就労形態等により、家庭における保育が断続的に困難となる児童に対する保育サービス事業で、1日当たりの利用人員が概ね10人程度であるもの。

(2) 緊急保育サービス事業

保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対する保育サービス事業。

4. 対象児童

事業の対象となる児童は、児童福祉法第24条の規定による措置の対象とならない就学前の児童であること。

5. 事業の実施方法

(1) 事業は、既設の保育所において本事業専用の保育のための部屋を確保して実施すること。

(2) 職員は、本事業を担当する保母を配置すること

(3) 事業の実施に当たっては、必要に応じて、措置児童との交流を行う等弾力的な処遇を行うことも差し支えないこと。

6. 事業を実施する手続き

本事業を実施する市町村の長（指定都市の市長を除く。）及び特別区の長は、毎年度、実施保育所について都道府県知事に協議の上承認を得ることとし、都道府県知事が承認をする場合は、市町村の事業計画等について必要な審査を行い、適当と認めた場合に限り承認すること。

また、指定都市の市長が実施する場合には、事業の内容、所要額等について適切な場合に実施すること。

なお、都道府県及び指定都市は、この実施要綱に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくものとする。

7. 費用

(1) 市町村は、本事業を実施するために必要な経費を実施保育所に支弁するものとする。

(2) 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができるものとする。

(3) 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業及び指定都市が実施する事業については、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(4) 5により専用の保育のための部屋を確保するに当たって、新たに本事業用の施設の整備を行う場合には、国は別に定めるところにより補助するものとする。

地域子育て支援センター事業実施要綱

1. 趣旨

地域子育て支援センター事業は、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導及び子育てサークル等への支援並びに地域の保育ニーズに応じ、地域の各保育所等の間で連携を図り、特別保育事業を積極的に実施するなど、地域全体で子育てを支援する基盤を形成することにより育児支援を図ることを目的とする。

2. 実施主体

事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3. 実施施設

(1) 実施施設の指定

- ア この事業は、市町村長が事業の活動の中心となる保育所等（以下「指定施設」という。）を指定して実施する。
- イ 指定施設は、原則として保育所とするが、母子寮または乳児院であっても、保育所に併設されている等地域の実状等により、効果的に本事業を実施することができる場合は、これらの施設を指定施設とすることができる。

(2) 職員の配置等

- 指定施設には、地域の子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を専門に担当する地域子育て指導者（以下「指導者」という。）及びその補助的業務を行う子育て指導者（以下「担当者」という。）を置くものとする。
- ア 指導者は、児童の育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者であって、各種福祉施策についても知識を有している保母等であること。
- イ 担当者は、児童の育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する保母

等であること。

- ウ 指導者及び担当者は、各種研修等に積極的に参加し、指導技術の向上に努めること。

4. 事業の内容

(1) 育児不安等についての相談指導

地域の子育て家庭（これから子育てを始める家庭を含む。）の保護者や児童等（以下「子育て家庭」という。）に対する相談指導を行うとともに、各種子育てに係る情報の提供、援助の調整を行う。

(2) 子育てサークル等の育成・支援

子育てサークル活動等を行う者の育成・支援を行う。

(3) 特別保育事業の積極的実施

地域の保育ニーズに応じた特別保育事業を地域内の保育所等と連携を図り積極的に行う。

5. 事業の実施方法

(1) 育児不安等についての相談指導

- ア 育児不安等についての相談指導の実施に当たっては、常に子育て家庭の把握に努め必要な援助を行うものであること。
- イ 子育て家庭に対する相談指導は、来所、電話及び家庭への訪問による等、家庭の状況や地域の実情に適した方法により実施するものであること。
- ウ 地域の子育てに関する情報を収集し、必要に応じ子育て家庭に対してその提供を行うものであること。
- エ 他の機関等に対応することが適切であると考えられる事例は、他の機関等に紹介するなど適切に対応を行うものであること。

(2) 子育てサークル等の育成・支援

子育て家庭が育児に関する情報交換や子育ての相互協力等を行う地域の子育てサークル及び子育て家庭や地域の保育所に協力する子育てボランティアの育成・支援を行う。

(3) 特別保育事業の積極的実施

地域の保育ニーズに応じた特別保育事業を実施するため、指定施設及び地域の保育所等との連携及び地域の保育所が行う特別保育事業の実施に關し必要な協力を行うものとする。

(4) 市町村及び指定施設は、本事業の実施について、地域住民に対して広報紙等を通じて周知の徹底を図るものとする。

6. 関係機関等との連携

市町村及び指定施設は、事業の実施について、地域内の保育所、福祉事務所(家庭児童相談室)、児童相談所、保健所、児童・民生委員、児童福祉施設、医療機関等と連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるように努めなければならない。

7. 留意事項

指導者及び担当者がその業務を行うに当たっては、本事業の対象者等への対応には十分に配慮するとともに、業務を行うに当たって知り得た情報については、業務遂行以外に用いてはならないこと。

別紙7

保育所地域活動事業実施要綱

1. 趣旨

保育所は、多様化する保育需要に、より積極的に対応するとともに、地域に開かれた社会資源として保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用することが要請されていることに鑑み、保育所において乳児保育、時間延長型保育サービス事業等の推進及び育児休業等に伴う年度途中入所児童の受入れの円滑化を図るとともに、地域の需要に応じた幅広い活動を推進することによって、児童の福祉向上を図ることを目的とする。

2. 実施主体

事業の実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

8. 事業を実施する手続き

本事業を実施する市町村の長(指定都市の市長を除く。)及び特別区の長は、毎年度、都道府県知事に協議の上承認を得ることとし、都道府県知事が承認する場合は、市町村の事業計画等について必要な審査を行い、適当と認められた場合に限り承認すること。

また、指定都市の市長が実施する場合には、事業の内容、所要額等について適切な場合に実施すること。

なお、都道府県及び指定都市は、この実施要綱に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくものとする。

9. 費用

(1) 市町村は、本事業を実施するために必要な経費を指定施設に支弁するものとする。

(2) 市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業及び指定都市が実施する事業については、国は別に定めるところにより補助するものとする。

3. 事業の内容

別表のとおり

4. 実施方法

(1) 市町村の長(指定都市の市長を除く。)及び特別区の長は、保育所地域活動事業を実施する場合には、保育所における事業の内容、所要額等について、都道府県知事に協議し、承認を得ること。

また、指定都市の市長が実施する場合には、事業の内容、所要額等について適切な場合に実施すること。

(2) 都道府県及び指定都市は実施施設の事業の種類毎の内容等について、この実施要綱に適合する旨の必要な書類を整備しておくこと。

5. 国の助成

国は、市町村が行う本事業に対して都道府県が補助する事業（指定都市にあっては本事業を実施する場合）について、別に定めるところにより補助するものとする。

別表

事業名	事業内容
(1)乳児保育、時間延長型保育サービス事業等の特別保育推進事業	乳児保育事業、障害児保育事業、時間延長型保育サービス事業、夜間保育事業の実施に当たっては、一般の保育とは異なっており、種々の配慮が必要となるので、それらについて一定規模を超えて行う施設について、特別に必要な経費につき助成を行い、その推進を図る。
(2)年度途中入所円滑化事業	<p>育児休業等に伴う年度途中入所児童を一定数以上受入れ、次の事業を併せて実施する保育所に対し、特別に必要な経費につき助成を行い、年度途中入所児童の受入れの円滑化を図る。</p> <p>① 育児休業に伴う年度途中入所児童のために入所前指導を行う。</p> <p>② 地域の育児休業中の保護者とその子供に対し、保育についての相談・指導を行う。</p>
(3)特別保育科目設定実施事業	<p>次のような特別の保育科目を設定して保育を行う施設について、特別に必要な経費につき助成を行い、入所児童の処遇の充実を図るとともに、保育所の地域における福祉活動の推進を図る。</p> <p>① 老人福祉施設訪問等世代間交流事業 老人福祉施設への訪問、あるいはこれら施設や地域のお</p>

年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具制作等を通じて世代間のふれあい活動を行う。

② 地域における異年齢児交流事業

保育所入所児童と地域の児童とが地域の行事、ハイキング等の共同活動を通じて、異年齢児との交流を行う。

③ 保護者等への育児講座

保育所入所児童の保護者及び地域の乳幼児をもつ保護者等に対して、保育所を拠点として育児講座を開催する。

④ 郷土文化伝承活動

郷土の踊り、音楽、手作り玩具、焼物、伝承遊び等について専門講師から指導を受ける。

⑤ 保育所退所児童との交流

保育所を退所した児童を保育所に招き、社会性を養う観点から交流事業を行う。

⑥ 小学校低学年児童の受入れ

保育所退所後おおむね1年程度までの児童等を一時的保育事業の場を活用して5名程度受入れ、当該児童の情緒の安定、安全の確保等を図る。

⑦ 育児リフレッシュ支援事業

地域の子育て家庭の母親等がボランティア活動、地方自治体が行う行事への参加等の地域社会活動や文化・体育活動等を行うに際し、定期的にその就学前児童を一時的保育事業の場を活用して受入れるとともに、保育所を核とした、地域の子育て家庭の「仲間づくり」を育成する。

⑧ 地域の特性に応じた保育需要への対応

地域の保育需要に対応する

ため、地域の実状に応じた活動をしている保育所について市町村長が特に必要と認めたもの。

(注)

ア 「障害児保育事業」とは、次に掲げるものをいう。

(ア) 昭和55年2月22日児発第92号通知「保育所における障害児の受入れについて」に基づく保育所における障害児の保育。

(イ) (ア)に該当する者を除き、保育に欠ける次の各号のいずれかに該当する障害児の保育所における保育（「軽度障害児保育」という。）

a 「身体障害者福祉法」（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている児童

b 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号通知）に基づき、療育手帳の交付を受けている児童

c その他前各号のいずれかと同等程度の障害を有すると、児童相談所等の公的機関から認められた児童

イ 「夜間保育事業」とは、昭和56年7月27日児発第635号通知「夜間保育の実施について」に基づく夜間保育事業をいう。

ウ 「育児休業」とは、次の各号の法律に基づく育児休業をいう。

(ア) 「育児休業等に関する法律」（平成3年法律第76号）

(イ) 「国会職員の育児休業等に関する法律」（平成3年法律第108号）

(ウ) 「国家公務員の育児休業等に関する法律」（平成3年法律第109号）

(ニ) 「地方公務員の育児休業等に関する法律」（平成3年法律第110号）

(オ) 「裁判官の育児休業に関する法律」（平成3年法律第111号）